

■議案第31号 四万十町郷土資料館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町郷土資料館は、上山郷時代以降の有形民俗資料を中心に古文書や民具、また大型磨製石斧等の縄文時代の石器等の考古学的資料を多数保管・展示しており、町内で唯一、貴重な郷土資料が鑑賞できる施設として設置・運営しております。

近年、来町人口の増加や近隣の文化財「旧門脇家住宅」「旧竹内家住宅」でのイベント開催効果などにより、来訪者は増加しているものの入館者数は微増といった状況であり、これは入場料が必要なため入館をためらうことが大きな要因とも考えられます。

こういった状況を踏まえ、施設の有効活用等について検討を重ねた結果、四万十町文化財保護審議会から平成24年11月に「入場料を無料化し町民や来町された方々に気軽に入館、見学いただける施設として有効活用することが妥当である。」との答申を頂くとともに、平成25年1月開催の教育委員会定例会においても、文化財保護審議会答申の趣旨を尊重し「入場料の無料化は妥当。」との議決がされましたので、条例を改正しようとするものです。

【改正の内容】

資料館の入場料を、無料とします。

【新旧対照表】

改正後	改正前
<u>(入場料)</u> <u>第3条 資料館の入場料は無料とする。</u>	<u>(入場料)</u> <u>第3条 資料館の資料等を観覧する者（以下「入場者」という。）は、別表に定める入場料を納めなければならない。</u> <u>(入場料の減免)</u> <u>第4条 町長は、公益上必要と認めるときは、入場料を減額し、又は免除することができる。</u>
<u>第4条</u> (本文省略)	<u>第5条</u> (本文省略)
<u>第5条</u> (本文省略)	<u>第6条</u> (本文省略)
<u>第6条</u> (本文省略)	<u>第7条</u> (本文省略)
<u>第7条</u> (本文省略)	<u>第8条</u> (本文省略)

別表（第3条関係）

改正前				
区分		単位	個人の場合の料金	団体の場合の料金 (2 0 人以上)
大人		1 人 1 回	2 0 0 円	1 5 0 円
高等学校生徒	町外	1 人 1 回	1 0 0 円	8 0 円
	町内	1 人 1 回	無料	
小中学校児童、生徒	町外	1 人 1 回	5 0 円	4 0 円
	町内	1 人 1 回	無料	
就学前幼児		無料		

改正後				
削 除				

【参考】

●入場者等

年度	入場者数（人）				入場料 (円)	備考
	大人	高校生	小中学生	計		
平成21年度	121	1	173	446	32,850	
平成22年度	228	21	137	387	40,200	
平成23年度	238	42	188	468	41,170	
平成24年度	194	67	156	417	38,950	1月末現在